

2021年4月1日

お客さま 各位

三井住友信託銀行株式会社

財産形成貯蓄「取引証」の取扱変更（廃止）について

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、ご勤務先との間で特段の取り決めに交わしている場合を除き、お手続きの際「取引証」のご提出をお願いしてまいりましたが、ご加入者さまの事務手続負荷の軽減を目的として、下記のとおり、2021年4月1日（木）から、お手元にごございます全ての「取引証」について無効とし、財形に係る全てのお手続きについて、同日以降「取引証」のご提出を不要といたしました。（お取引内容に変更はございません）

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. お手元の発行済「取引証」は、全て無効となります。
2. 全ての手続きに「取引証」のご提出は不要となります。
3. 新規ご加入時、「取引証」は不発行となります。

以上

※「取引証」とは

財形取引において、通帳の発行に代え、お取引の証として弊社が発行している証書です。

財形（一般財形、住宅財形、年金財形）の種類ごとに、ご加入者様に発行しております。

ただし、ご勤務先と弊社との間で「取引証」を発行しない旨取り決めに交わした場合等は、「取引証」を発行しておりません。